

松阪市広報紙広告取扱要綱

平成21年1月13日  
告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成19年松阪市規則第1号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、松阪市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広報紙へ広告を掲載しようとする者は、規則第4条の規定に準ずるものとし、かつ、広報紙という性格上、地域性及び公共性の高いもので、次に掲げるものとする。

(1) 松阪市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等並びに商店街及び専門店街などの連合体であること。ただし、これらが事業所を開設するにあたり三重県公安委員会への営業許可等が必要とする業種は、広告事業の対象としないことができる。

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及び指定管理者並びにこれに類するものであること。ただし、これらが公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについて、広告料を徴収することが適当でない認められるものは、広告事業の対象としないことができる。

(3) その他市長が必要と認めるものであること。

(広告の規格、掲載位置等)

第3条 広告の大きさは、1件当たり縦40ミリメートル横88ミリメートル（以下「1種広告」という。）とする。ただし、隣り合う2つの広告を1件の広告（以下「2種広告」という。）とすることができる。

2 広告の色、掲載位置、順序及び掲載数は、市長が別に指定する。

(広告掲載希望の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、市のホームページ及び広報紙、その他広報印刷物等で公募することとする。

2 市長は、公募を行うにあたって、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報紙への広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書（様式第1号）及び松阪市広報紙広告掲載事業申込に係る申立書（様式第1号の2）により、郵送、FAX又はEメールで、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に松阪市広報紙広告の掲載について（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、広告掲載希望者が、第3条に規定する掲載数を超えたときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第7条 広告掲載可の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、募集開始までに市長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容、デザイン等については、別に定める広報まつさか広告表現ガイドラインに準ずるほか、松阪市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、市長は広告主と必ず協議することとする。

（広告内容等の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反していると認めるとき、若しくはそのおそれがあると認めるとき、又はこの要綱等に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

（2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

（3）前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

（4）広告主又は広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

（5）その他広報紙への広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 広告主が当該広告期間中において市税を滞納するに至ったときは、掲載を取り消すことができる。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は広報紙広告掲載取下申込書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広報紙の発行日の60日前までに広報紙広告掲載取下申込書が提出されたときはこの限りでない。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第15条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、主管する部局長が部局内で別途協議の上定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、規則の規定を適用する。

(その他)

第17条 前条に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年5月1日発行分から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年12月25日から施行する。

広報紙広告掲載申込書

(宛先)松阪市長

松阪市広報紙への広告掲載を以下のとおり申し込みします。

広告掲載希望者	所在地		〒 ー
	フリガナ 名		称 <span style="float: right;">㊟</span>
	フリガナ 代表者職氏名		<span style="float: right;">㊟</span>
	フリガナ 担当者氏名		<span style="float: right;">㊟</span>
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			

5月号	【1種広告】		11月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】
6月号	【1種広告】		12月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】
7月号	【1種広告】		1月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】
8月号	【1種広告】		2月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】
9月号	【1種広告】		3月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】
10月号	【1種広告】		4月号	【1種広告】
	【2種広告】			【2種広告】

※広告掲載希望月の希望枠種に希望される枠数をご記入ください。

その他	申込みにあたっては、松阪市広報紙広告掲載要綱の内容を遵守します。
-----	----------------------------------

様式第1号の2（第5条関係）

松阪市広報紙広告掲載事業申込に係る申立書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地

法人等の名称

印

代表者職氏名

印

松阪市広報紙広告掲載事業への申し込みにあたり、事業者として、次の事項について相違がないことを申し立てます。

記

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行っていません。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続き中の事業者ではありません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っていません。
- ・行政機関からの行政指導を受けていません。
- ・市税に滞納はありません。

様

松阪市長



松阪市広報紙広告の掲載について

年 月 日付けでお申し込みいただきました松阪市広報紙への広告掲載について、掲載することと決定いたしましたので、次のとおり手続きをお願いいたします。

1 内容の確認及び承諾書の送付

別紙様式第4号（承諾書）の条件で広告を掲載いたします。記載内容について御承諾いただければ、会社印、代表者印等を押印し、また収入印紙を貼付のうえ、広報担当まで御郵送ください。

記載内容に疑義がある場合は、広報担当まで御連絡ください。

※ 当承諾書をもって契約書の代わりといたしますので、御郵送いただく前に必ず「写し」を取っておいてください。

2 広告掲載料の納付

承諾書に記載された広告掲載料を、同封の納入通知書により、指定の場所で、指定の期日までにお支払いください。

3 広告原稿の入稿

広告原稿を作成し、承諾書に掲載された期日までに、完成原稿を紙形式でまたはEメールにデータ（JPEG・GIF・BMP等）を添付する形で入稿してください。

なお、広告原稿の確認・審査を行い、修正をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

4 その他

広告掲載に関するお問い合わせは、下記（担当部署）まで御連絡ください。

〒

松阪市殿町 1340 番地 1

松阪市役所

TEL 0598- - FAX 0598- -

E-mail

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

松阪市長

印

松阪市広報紙広告の掲載について

年 月 日付けでお申し込みいただきました松阪市広報紙への広告掲載については、掲載できないこととなりましたので、お知らせいたします。

1 申込み概要

(1) 掲載希望月・号

(2) 希望広告種別・枠数

2 掲載できない理由

3 その他

広告掲載に関するお問い合わせは、下記まで御連絡ください。

〒

松阪市殿町 1340 番地 1

松阪市役所

TEL 0598- - FAX 0598- -

E-mail



様式第4号（第7条関係）

承諾書

年 月 日

（宛先）松阪市長

所在地

名 称

代表者職氏名

Ⓜ

広報紙への広告掲載について、松阪市広報紙広告取扱要綱に定める条件及び以下の掲載内容について承諾します。

掲載月・号 広告種別・枠数	
広告掲載料	
広告掲載料納付期限	年 月 日
広告原稿入稿期限	年 月 日
広告原稿入稿場所	松阪市役所 (E-mail )

松阪市広報紙広告掲載取下申込書

(あて先)松阪市長

松阪市広報紙へ広告掲載の取下げを以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		〒	—
	ふりがな 名 称			㊟
	ふりがな 代表者職氏名			㊟
	ふりがな 担当者氏名			㊟
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載予定月・号 掲載予定広告種別・枠数				
広告の内容				
掲載取下げの理由				
その他		掲載取下げ申込みにあたっては、松阪市広報紙広告掲載要綱の内容を遵守します。		

松阪市広報紙広告掲載取下申込書

(あて先)松阪市長

松阪市広報紙へ広告掲載の取下げを以下のとおり申し込みます。

広告掲載取下希望者	所在地		〒 ー
	ふりがな 名 称		㊞
	ふりがな 代表者職氏名		㊞
	ふりがな 担当者氏名		㊞
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
取下希望月(号)		年 月号 ~ 年 月号 ( 月分)	
掲載予定広告種別・枠数		第 種 告 告 ( 枠)	
掲載取下げの理由			
金融機関名		銀行・信用金庫・農協 本店・支店・出張所	
預金種目			

その他

掲載取下げ申込みにあたっては、松阪市広報紙広告掲載要綱の内容を遵守します。

松阪市広報紙広告掲載取下申込書

(宛先)松阪市長

松阪市広報紙へ広告掲載の取下げを以下のとおり申し込みます。

広告掲載取下希望者	所在地		〒 ー		
	ふりがな 名称				
	ふりがな 代表者職氏名				
	ふりがな 担当者氏名				
	連絡先	TEL			
		FAX			
		Eメール			
業 種					
取下げ希望月(号)		年 月号 ~ 年 月号 ( 月分)			
取下げ希望広告種別・枠数/号		第 種 告 告 ( 枠/号)			
取下げ理由					
その他		掲載取下げ申込みにあたっては、松阪市広報紙広告掲載要綱の内容を遵守します。			

金融機関名	預金種目	口座番号	講座名義人氏名
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所 普通 当座		※カタカナで記入